

## 家庭保育福祉員制度利用乳児の死亡事故の検証について

### 1. 事故の概要

平成 22 年（2010 年）9 月 27 日 15 時ごろ、横須賀市（以下、市）が児童の保育を委託する家庭保育福祉員宅で、保育していた生後 4 か月の乳児（ベビーラックで午睡中）にミルクを与えようとしたところ、乳児の異変に気付き、心肺停止状態で救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

当該家庭保育福祉員は、平成 15 年度に市の家庭保育福祉員に認定された保育士の資格保有者で、事故当時、本児を含む 2 人の児童を保育していた。

#### 家庭保育福祉員制度（当時）

昼間に保護者が就労・疾病等の理由で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって家庭保育福祉員宅で保育を行う制度で、対象は 3 歳未満の児童。

家庭保育福祉員は、保育士、又は、同等の能力を有するものとして市が認定する者で、定年は 65 歳。

### 2. 事故発生後の経過

平成 22 年 9 月 27 日	事故発生 浦賀警察署による現場検証及び事情聴取
平成 24 年 9 月 11 日	遺族が家庭保育福祉員(当時)を業務上過失致死罪で浦賀警察署へ刑事告訴(平成 26 年 10 月 31 日不起訴処分)
平成 26 年 2 月 25 日	遺族が家庭保育福祉員(当時)及び市を相手に約 7,150 万円の損害賠償を求めて横浜地方裁判所横須賀支部へ提訴
令和 2 年 5 月 25 日	損害賠償請求事件について、家庭保育福祉員(当時)及び市に対し約 5,257 万円の賠償金支払を命ずる一審判決
6 月 5 日	一審判決を受けて、市は東京高等裁判所へ控訴状提出
10 月 13 日	遺族と市で和解成立 市長コメント(最大限の注意義務を尽くすことや、さらなる保育の安全の向上に努める)
令和 3 年 9 月 14 日	遺族と家庭保育福祉員(当時)で和解成立

### 3 . 児童福祉審議会の関わり

平成 22 年 12 月 児童福祉審議会に事件・事故検証分科会を設置

平成 22 ~ 24 年度 事件・事故検証分科会を開催（計 4 回）

再発防止の提言には死因の特定が必要との委員指摘があり、刑事・民事裁判の経過をふまえて報告書作成を中断

#### 事件・事故検証分科会

- ・ 児童施設等における重大事例（虐待による死亡事例等を除く）の検証に関する事項を調査審議する。
- ・ 平成 25 年度以降は、裁判中であつたため開催なし
- ・ 分科会の委員は、委員長による指名（分科会の開催がないため、現委員では未指名）

### 4 . 児童福祉審議会による事故の検証終了について

事故に係る刑事・民事裁判は全て終結したが、警察の開示資料や裁判による最終的な死因の特定には至らなかった。

児童福祉審議会としては、死因などについて中断当時以上の状況確認ができない中では、事件・事故検証分科会の委員をあらためて指名し審議を再開しても、報告書完成まで至るのは困難である。

よって、これまでの事件・事故検証分科会での意見などを踏まえた事故後の事業改善策について、市からあらためて報告（別紙）を受けた上で、児童福祉審議会としての事故の検証作業を終了することとしたい。

< 参考 > 事件・事故検証分科会 審議内容一覧（第4回は事務局経過報告のみ）

回	開催日・議事等	事件・事故検証分科会の意見・決定事項等
1	<p>【 22 年度 】 平成 22 年 12 月 2 日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故検証の目的</li> <li>・事故の概要説明</li> <li>・問題点、課題の抽出</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 複数配置あるいは、預け入れ人数を減らし、目の行き届く体制をつくる。</li> <li>2 睡眠時の確実な確認方法として、保育所のチェック表やベビーセンサーを取り入れる。</li> <li>3 小児科医師による研修を取り入れるなど、家庭保育福祉員の質の向上に努める。</li> <li>4 乳幼児の事故が起こった場合、小児科医が必ず関わるようなシステムをつくる。</li> </ol>
2	<p>【 22 年度 】 平成 23 年 3 月 10 日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点、課題の整理</li> <li>・問題点、課題に対する提言の検討（具体的な方策）</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの心肺停止確認後における小児科医の関わり方を検討すること。</li> <li>2 家庭保育福祉員に複数の子どもを措置決定する場合、保育に無理の無いよう、子どもの年齢構成など十分に考慮するとともに、家庭保育福祉員の労働条件の改善を含めた制度の拡充を検討していくこと。</li> <li>3 乳児の呼吸確認には特に気を配ると共に、心肺停止確認時の蘇生の対応を徹底する必要がある。</li> <li>4 小児科医による研修を行うなど、更なる保育の質の向上に努める。</li> </ol>
3	<p>【 23 年度 】 平成 24 年 3 月 15 日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭保育福祉員制度利用乳児の死亡事故検証報告書（案）検討</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市から警察へ死亡診断書と解剖記録の情報公開請求を行い、その結果を各委員へ報告する。</li> <li>2 報告書案については、請求の結果と各委員からの意見を踏まえて修正し、まとめを会長に一任する。</li> </ol>
4	<p>【 24 年度 】 平成 24 年 10 月 4 日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の経過報告</li> <li>・検証報告書作成中断</li> </ul>	<p>事務局から以下を報告し、検証報告書の作成を中断。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年 5 月 21 日付で神奈川県警察に行政文書公開請求を実施、平成 24 年 6 月 1 日付で文書公開が決定され、乙号報告書(1)を入手したが、死亡者の氏名、生年月日、死亡原因等個別情報はすべて黒塗りをされての公開であった。</li> <li>・警察が事件、事故の両面から捜査中であることもあり、情報提供や協力が得られない状況である。報告書を完成させることは一旦止め置きたい。</li> </ul>

## 平成 22 年に発生した家庭保育福祉員制度利用乳児の死亡事故を受けた家庭的保育事業などにかかる改善点について（報告）

### 1．事故の概要

平成 22 年（2010 年）9 月 27 日 15 時ごろ、横須賀市が児童の保育を委託する家庭保育福祉員宅で、保育していた生後 4 か月の乳児（ベビーラックで午睡中）にミルクを与えようとしたところ、乳児の異変に気付き、心肺停止状態で救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

当該家庭保育福祉員は、平成 15 年度に本市の家庭保育福祉員に認定された保育士の資格保有者で、事故当時、本児を含む 2 人の児童を保育していた。

#### 家庭保育福祉員制度（当時）

昼間に保護者が就労・疾病等の理由で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって家庭保育福祉員宅で保育を行う制度で、対象は 3 歳未満の児童。

家庭保育福祉員は、保育士、又は、同等の能力を有するものとして市が認定する者で、定年は 65 歳。

### 2．児童福祉審議会（事件・事故検証分科会）における意見

事故を受けて、児童福祉審議会に事件・事故検証分科会が新たに設置され、本事故の検証について審議が行われた。

その後、遺族から家庭保育福祉員(当時)に対する刑事告訴、また家庭保育福祉員(当時)及び横須賀市に対して損害賠償請求を求める提訴がなされたことなどにより、報告書案作成自体は平成 25 年度以降中断しているが、事件・事故検証分科会においては、以下の問題点、課題などに対する意見が出された。

- 1 子どもの心肺停止確認後における小児科医の関わり方を検討すること。
- 2 家庭保育福祉員に複数の子どもを措置決定する場合、保育に無理の無いよう、子どもの年齢構成など十分に考慮するとともに、家庭保育福祉員の労働条件の改善を含めた制度の拡充を検討していくこと。
- 3 乳児の呼吸確認には特に気を配ると共に、心肺停止確認時の蘇生の対応を徹底する必要がある。
- 4 小児科医による研修を行うなど、更なる保育の質の向上に努める。

第 2 回分科会（平成 23 年 3 月 10 日）資料から抜粋

### 3. 事故後の対応（運用の改善・制度の変更点）

事故やその後の事件・事故検証分科会での意見を受けて、横須賀市では以下のとおり、家庭的保育事業などについて改善を行っている。

#### （1）保育指針に沿った書類の整備

- ・全体の計画（当時の名称は保育課程）を新たに作成
- ・個人記録（児童票）を新たに作成

#### （2）安全管理の強化

平成 22 年度

- ・救急法短期講習会を実施（以降年 1 回）
- ・乳幼児突然死症候群防止のため睡眠チェック手順シートを作成（平成 22 年 6 月 19 日の研修会で提案）
- ・安全チェックリストの作成

平成 23 年度

- ・1 歳未満児にベビーセンス（乳児用体動センサー）を導入
- ・保育補助者（2 時間雇用）による補助

平成 27 年度

- ・0 歳児の睡眠チェックの間隔を 5 分おきに変更

#### （3）家庭的保育事業ガイドラインに沿った研修の実施等

平成 23 年度

- ・家庭的保育指導者養成講座の受講を義務化
- ・家庭的保育基礎研修（21 時間）の実施

現在は、神奈川県子育て支援員研修の受講が必須

平成 24 年度

- ・家庭的保育現任研修（18 時間）、フォローアップ研修の実施

平成 25 年度

- ・家庭的保育認定研修（88 時間 + 保育実習 20 日）の実施

平成 25 年度のみ保育士資格のない者 2 名が対象

( 4 ) その他の変更内容

- ・ 市の委託事業から子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の1つとして新たに作られた事業に移行（平成27年度から）
- ・ 保護者からの保育料と市からの施設給付費により運営
- ・ 利用者による弁当持参でなく、給食を提供（自園調理または搬入）
- ・ 認可保育所等の施設と連携（相談・進級保証・代替保育）
- ・ 家庭的保育支援者を子育て支援課内におき、定期的に事業者を訪問し、必要な援助、指導を実施

( 5 ) 家庭的保育事業以外の保育の安全対策（市立保育園）

令和 3 年度

- ・ 市立保育園において、1歳児以上の睡眠チェックの間隔を短縮

令和 4 年度

- ・ 市立保育園において、午睡時見守りシステムを導入予定